

押さえておきたい 借地権の最新事情と 問題解決のポイント

前編

普通借地権の場合は永遠に
地主に土地が戻らないことも

最新事情と 問題解決の

執筆・置鮎謙治
おきあい事務所代表
不動産鑑定士・CFP®

おきあい事務所代表
不動産鑑定士・CFP®

1)、地上権は物に対する権利である「物権」である。物権の場合、権利の譲渡は貸主の承諾なく自由に行え、権利そのものに対しても抵当権の設定が可能となり、地上権そのものが競売の対象になる。

「不動産を借りる」という言葉を聞いたとき、まず思い浮かぶのは、住まいとしま

てマンションやアパートなどを借りる、というように「建物を借りる」ことではないだろうか。しかし、実際には「土地を借りる」ことも多く行われている。土地を借り、その上に自宅を建設するといったケースだ。実際に発生するのが「借地権」だが、この借地権を巡って近年、

様々な問題が巻き起こっている。
そこで本稿では、土地を借り
る際に発生する借地権について、

その概要と関係するお金のこと
さらには借地権を巡る問題の解説事例について、今号と次号の
2回にわたって解説する。

1. 借地権とは？

「債権」である土地賃借権と
「物権」である地上権が存在

そもそも、借地権とは何だろうか。借地権家法第2条には、「借地権とは、建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権をいう」と書かれている。つまり、単に土地を借りる権利ではないということだ。この条文に基づくと、青空駐車場としての土地賃貸借は借地権ではないことになる。

次に、条文にある地上権と土地賃借権の違いであるが（図表）、

して2年間の地代不払いが要件となり、地上権を設定した土地（底地）の物納は不可であるため貸主（土地所有者）は注意が必要だ。また、借主（借地人）は貸主に対して登記を請求できる一方の土地賃借権は、人にに対する権利である「債権」である債権であるため、権利の譲渡述するように譲渡承諾料が発生する。権利そのものに抵当権の

設定はできないが、借地上の建物に抵当権を設定すると、その権利は土地賃借権にも及ぶこと

実務上では、契約解除は相当期間（数カ月）の賃料不払いできることになり、土地（底地）の物納も可能である。また、登記請求権がなく、登記には貸主の承諾が必要となる。

なお、一般的に地上権による借地は少ない。

普通借地権で契約の更新を拒否することは難しい

更新後の存続期間は、最初の更新時は、当事者が期間を決めない場合には法定更新で20年となり、当事者が合意で期間を決める場合は20年以上となる。2回目以降の更新時は、当事者が期間を決めない場合は法定更新で10年となり、当事者が合意で期間を決める場合は10年以上となる。

が契約の更新を請求したとき（法定更新）に成立する。しかし法定更新に対し、地主が遲滞なく意義を述べたときは、その異議に正当事由があれば契約の更新は認められない。

が可能となつてゐるため、地主方に定期借地権がある。この権利は、土地が永遠に「戻つてこない」といふ可能性のある借地権である。一方、定期借地権は、法定更新の適用がなく、一定期間満了後に賃貸借関係が終了し、地主に土地が戻つてくる借地権である。

まずは、普通借地権から詳しく述べていくこととしたいたい。

图表1 地上権と土地賃借権の相違点		
	地上権	土地賃借権
権利の譲渡	自由に行える	貸主の承諾が必要
抵当権の設定	可能	不可
地代不払いによる解除	連続して2年間の地代不払いが要件	相当期間（数ヵ月）の賃料不払いで可能
底地の物納	不可	可能
登記請求	可能	貸主の承諾が必要

が可能となつてゐるため、地主に土地が永遠に「戻つてこない」可能性がある借地権である。一方、定期借地権は、法定更新の適用がなく、一定期間満了後に賃貸借関係が終了し、地主に土地が戻つてくる借地権である。まずは、普通借地権から詳しく述べていくこととしたいたい。

**事業用定期借地権では
事業用賃貸マンションは不**

事業用賃貸マンションでは 定期借地権の概要